

# 公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)

## 登録競技者・スタッフ行動規範

### 1. 制定の趣旨

この規範は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(以下「連盟」という。)に登録している競技者及びそのスタッフ(以下「登録競技者等」という。)が、競技者の競技力向上と人間力育成を目指して常に努力することは勿論のこと、一人ひとりが連盟を代表する登録競技者等であり、健全な生徒、学生又は社会人として規律ある行動をとる責務を負っていることに鑑み、登録競技者等が遵守すべき基本的な行動基準を定め、もって社会的信頼を確保するとともに、ボブスレー・リュージュ・スケルトン競技の向上と発展に寄与することを目的とする。

### 2. 行動規範

(1) 登録競技者等は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- ① 法令及びその他諸規則・社会ルールの遵守  
法令及びその他諸規則・社会ルール(以下を「法令等」という。)を遵守し、常に良識を持って誠実に行動すること。また、他の者に対し法令等に違反する行為を指示・教唆し、又は他の者が行った法令等に反する行為を黙認せず、かつ、反社会的勢力や団体とは一切関係してはならない。
- ② 差別の排除  
社会生活・競技活動においては、人種、肌の色、性別、性的指向、性自認、障がい、言語、信条、思想、宗教、身体上のハンディキャップ及び学歴、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分等を理由とした差別を行わず、人権を尊重し、互いを認め合い、平等に対応し、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指すこと。また、それぞれの立場を利用した各種ハラスメント(いじめ、嫌がらせ、言動を問わない暴力、脅しなど含)を行ってはならない。
- ③ 暴力、賭博、八百長、薬物の排除  
①に準じていかなる理由があっても、暴力、賭博、八百長、薬物利用は一切認められない。
- ④ 社会への貢献  
日頃から社会との良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通じて明るく心豊かな社会の実現に貢献すること。
- ⑤ その他の遵守事項
  - i. 指定衣服の着用  
連盟主催の競技会又はその他の団体が開催する競技会において、指定の衣服があるときは、その衣服を着用すること。なお、衣服の着用に当たっては、品位を重んじた適切な着用とする。
  - ii. world anti-doping agency (WADA) が定めるWADA codeの遵守  
必ずWADA codeを遵守すること。  
健康上の理由により止むを得ず薬物等を服用する場合には、必ず事前に連盟医・科学部に相談しドーピングに該当しないことを確認した上で服用すること。やむを得ず、治療目的で禁止物質を服用せざるを得ない場合は、連盟医・科学部の指示に従い、TUE申請を迅速に行うこととする。
  - iii. 礼儀礼節の保持  
一般社会人としてのルール、モラル、マナー、エチケットをわきまえ、一人ひとりが連盟を代表する登録競技者等としての自覚と責任をもって行動すること。また、タトゥー、社会常識を逸脱した身なり等は原則認められない。
  - iv. 日本代表選手選抜時の行動規範等の遵守  
登録競技者等のうち、日本代表選手に選抜された者は、当該選手団の団長又は監督が定める行動規範や指示事項を必ず遵守すること。

(2)強化指定選手・スタッフ等(連盟に登録した者のうち、著しく能力に優れ、国際大会において好成績を収めることが期待される競技者(日本代表選手を含む。)とその活動をサポートするスタッフであって、連盟がその旨を指定したものをいう。以下同じ。)は、前項に定めるもののほか、次に定める事項を遵守しなければならない。

① 連盟主催の競技会、行事等への参加

連盟の主催する大会、行事等には原則参加すること。健康上の理由以外で参加できないときは、予め連盟に届け出て、承認を得るものとする。

② 公式な場における身なり

日本の代表に相応しい、清潔感があり好感もてる品位ある身なりを心がけること。また公式な場には、チームに指定された服装で参加すること。

③ マスコミ出演及びマスメディア取材

テレビ若しくはラジオ等への出演し、又は新聞若しくは雑誌等の取材(以下、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌その他のメディアを「マスメディア」と総称する。)を受けるにあたっては、事前に当該マスメディアから連盟に対して依頼書を提出してもらい、また強化指定選手・スタッフ等は連盟に届出書を提出して、その承認を得ること。なお、別途連盟と肖像権・パブリシティ権に関する契約を結ぶ場合は、その契約内容を優先とする。

④ ソーシャルメディア

ソーシャルメディア等(ブログ、ミクシィ、ツイッター、フェイスブックなどをいう。)において、ボブスレー、リュージュ、スケルトンに関する自身の経験などを投稿するときは、次の事項に注意すること。なお、別途連盟と肖像権・パブリシティ権に関する契約を結ぶ場合は、その契約内容を優先とする。

- ・原則として、投稿する内容は日記形式であること。
- ・他の人の写真等、ソーシャルメディア等を通じて投稿する場合には、事前に本人の承諾を得ること。
- ・投稿する内容には自身が責任を負うものとし、他の人の誹謗中傷を内容とする投稿をしないこと。
- ・チーム内の守秘義務が生じる内容や、チームの否定的な投稿は行わないこと。
- ・飲酒した状態で投稿を行わないこと。
- ・オリンピックなどの国際大会では、その大会の組織委員会のガイドラインに従うこと。

⑤ スポーツマネージメントとの契約

スポーツマネージメント契約を締結するときは、事前に連盟に相談すること。契約前に必ず連盟個人スポンサー規程に目を通し、契約内容が同規程に反しないようにすること、及び相手方にも同規程内容について説明をすること。既に契約している場合は、契約の相手方であるスポーツマネージメント会社の会社名、担当者名を連盟に連絡すること。なお、強化指定選手等は、連盟の定める強化方針又は規約等を遵守するとともに、これらをスポーツマネージメント会社との契約条項より優先すること。詳細は連盟個人スポンサー規程に従うこと。

⑥ 連盟との良好なコミュニケーションの保持

連盟が強化指定選手・スタッフ等と一体となって競技力の向上を目指していることに鑑み、必ず次の事項を報告し、又は連絡すること。

- ・練習場所、活動場所
- ・年間スケジュール(学生の場合、授業スケジュールとの調整も必要であるため、授業日程も共有する)
- ・指導者の氏名及び連絡先
- ・事故、怪我等
- ・その他競技力の向上を目指すために必要な事項

⑦ チーム内とチーム外におけるコミュニケーションと態度

- ・全員が一致協力して、第一にチームのために行動を行い、チームに寄与する責任ある言動をすること。
- ・選手は、チームのために可能な限りのベストな結果が得られるように努力して言動を起こすこと。
- ・互いの意志を尊重し、互いをリスペクトできる意志決定を各自が行うことができるように言動をすること。
- ・食事時間はチームの貴重なコミュニケーションの機会であることを認識し、携帯電話やSNSの利用については、できる限り避けること。
- ・誠実で偏見のない、公正なコミュニケーションを心がけて言動をすること。
- ・困難な事柄や問題について、改善に向けた建設的な言動を積極的に行うこと。

⑧ その他

- ・チーム活動中のアルコールとたばこは原則禁止とする。
- ・スキャンダルとなり得る行為(例えば、不倫や道路交通法違反などを含む)は確実に排除すること。
- ・マテリアルに関するすべての事柄を尊重して、丁寧に扱うこと
- ・3競技合同会議へ能動的に参加すること(1回/年)
- ・連盟が主催するアンチ・ドーピング研修を必ず受講すること(1回以上/年)
- ・連盟から指定されたアンチ・ドーピング教材を用いて必ず学習し、理解すること
- ・JOCアスリートアプリによる人間力研鑽に努めること

### 3. 違反者の処分

この規範に違反したとき又は違反する行為を知ったときは、登録競技者等は、直ちに、連盟のコンプライアンス・倫理委員会に報告するものとし、連盟は、当該委員会の審議に基づき強化指定の解除や諸規則に則った処分を行う。

### 4. 附則

- ・この規範は 2013 年(平成 25 年)4 月 12 日から施行する。
- ・2021年(令和3年)8月26日 改訂